

【令和2年5月1日更新】

## 新型コロナウイルス感染症への措置対応 (第5報)

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、令和2年4月7日に7都府県を対象に発出された「緊急事態宣言」は、4月16日には全47都道府県に拡大され、政府において5月6日の期限を延長する方針で調整が進められています。

このような状況を踏まえ、下記の措置対応を実施しますのでお知らせいたします。

なお、この取扱いについては、現時点での発生状況を考慮したものであり、今後の状況変化によって適宜見直しを行います。新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

### 西多摩衛生組合からのお知らせ

問合せ TEL 042-554-2409

#### 組合職員の交代制在宅勤務の実施

期 間：2020年5月31日(日)まで継続

ごみの受入れ及び焼却処理業務は通常どおり行います。

#### 環境センター等 施設見学の受入中止

期 間：2020年5月31日(日)まで継続

### フレッシュランド西多摩からのお知らせ

問合せ TEL 042-570-2626

#### フレッシュランド西多摩の臨時休館

期 間：2020年6月1日(月)まで継続

臨時休館に伴い、期間内に予定されていたイベントは中止いたします。

#### 臨時休館に伴う施設使用料の還付について

臨時休館中の対象施設の予約分について、前納された使用料は全額還付いたします。

##### <対象施設>

- ・多目的施設(体育館)
- ・集会施設(ふれあい館)

#### 臨時休館に伴う回数券の有効期限について

臨時休館に伴う浴場施設回数券の有効期限の取扱いについては、営業再開後、改めてお知らせいたします。